

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に基づき、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保しようとするものです。

今回の勧告に当たり、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果や人事院勧告の内容等を勘案して、慎重な検討を行いました。

その結果、月例給について、職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないこととしました。一方、特別給（ボーナス）については、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げることが勧告しました。

また、本年、人事院が報告した妊娠、出産、育児等と仕事の両立を一層進めるための施策への対応や、定年の引上げに向けた検討・準備について言及するとともに、総実勤務時間の短縮や人材の確保・育成など諸課題に対する取組の推進が必要であることについて報告しました。

議会及び知事におかれては、この勧告が完全に実施されるよう所要の措置をとられることを要請します。

職員の皆さんには、改めて、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えていかれるようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割について、深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年10月14日

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫